○国土交通省告示第三百七十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　常磐自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
かすみがうら市中佐谷一二八番から同市中佐谷六六番まで	前	最大 一六一 最小 七六	三一五
	後	最大 一八七 最小 七六	

○国土交通省告示第三百七十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から三十日間国土交通省九州地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　東九州自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
臼杵市大字野田字立山平一六九二番三九から同市大字野田字甲崎一一八三番五二まで	前	最大 一二四 最小 四六	一〇〇
	後	最大 一二四 最小 四四	

○国土交通省告示第三百七十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　山陽自動車道吹田山口線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
岡山市東区瀬戸町塩納字大谷一二四一番二から同市東区瀬戸町塩納字新林一一六一番二まで	前	最大 九六 最小 二七	八一五
	後	最大 七四 最小 二三	

○国土交通省告示第三百八十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年二月二十七日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5850号	船外機（小型船舶用）	６ＰＨ	ヤマハ発動機株式会社	静岡県磐田市新貝2500番地
第5851号	〃	６ＰＪ	〃	〃
第5852号	〃	６ＮＰ	〃	〃
第5853号	〃	６ＮＲ	〃	〃
第5854号	〃	６ＮＳ	〃	〃
第5855号	〃	６ＮＴ	〃	〃

○国土交通省告示第三百八十一号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年二月二十七日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第2720号	自蔵式呼吸具	ライフゼムＫＳ－８Ｃ型	エア・ウォーター防災株式会社	供給弁内一部部品の材料変更
第2960号	自蔵式呼吸具（安全装具を構成するもの）	ライフゼムＫ２Ｐ－８ＣＷ型	〃	〃
第3013号	自蔵式呼吸具（非常脱出用）	ライフゼムＫＳ－４Ｅ型	〃	〃
第5285号	自蔵式呼吸具	ライフゼムＫ２Ｐ－Ｓ－815型	〃	〃

○国土交通省告示第三百八十二号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、令和八年二月二十七日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4673号	船外機（小型船舶用）	６Ｃ５	ヤマハ発動機株式会社	クランクシャフトの仕様変更
第4674号	〃	６Ｃ１	〃	〃
第5014号	〃	６ＣＪ	〃	〃
第5590号	〃	６Ｃ６	〃	〃
第5648号	〃	６Ｃ２	〃	〃

○関東地方整備局告示第七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十七日

供用開始の区間	図面縦覧場所
路線名　八王子市館町一七四九番一地先から同市館町一七六七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局相武国道事務所
二十号	

供用開始の期日　令和八年三月十七日